

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
平成29年 9月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 9月11日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 9月11日 午後3時58分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成29年9月11日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をいたします。

今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点は、役場庁舎建替えに伴う総合福祉センター廃止についてお尋ねをします。

今月の9月に町の広報紙が配られました。この中で庁舎等建設検討委員会進行中という記事が載っていますが、この中に総合福祉センターを廃止とカッコ付けでついています。これを見た町民の方は非常に驚かれた方も多かったわけですが、まず廃止についてお尋ねをする前に総合福祉センターの現状についてお尋ねしたいと思います。

総合福祉センターは平成12年3月に完成しましたが、その際の建設費総額と財源の内訳、償還状況についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずはデータ的なものでありますので政策推進課長に答弁させます。

以上でございます。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

総合福祉センターの整備事業は、保健センター整備事業、福祉センター整備事業、勤労者ふれあいセンター整備事業、ふれあい公園整備事業及び関連工事等で構成されており、その総事業費は約21億3,220万円でした。

そしてその事業費の財源の内訳は、国庫補助金が2億2,090万円、県補助金が3,790万円、地方債が16億8,570万円で、その内訳は過疎債が6億9,660万円、地域総合整備事業債が7億840万円、補正予算債が1億1,410万円、臨時経済対策事業債が3,510万円、そして一般単独事業債が1億3,150万円、そして一般財源の持ち出しが1億8,770万円となっています。

また、償還状況につきましては、平成30年度にすべて償還し、総合福祉センター整備事

業で起こした地方債の償還は完了します。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、ここ数年の利用状況についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

総合福祉センターのここ数年の利用状況はというお尋ねですので、平成24年度から28年度までの全体の利用者数につきましてお答えいたします。

平成24年度の利用者数は9万56人、平成25年度の利用者数は8万449人、平成26年度の利用者数は8万9,305人、平成27年度の利用者数は8万6,419人、平成28年度の利用者数は9万4,243人です。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長はこれだけ多くの利用者があるということを承知の上で福祉センターの廃止についてお考えになられたのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の段階では、庁舎等の建設委員会の方に図っておりますので、私が今どうのこうのという状況ではございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

福祉センター全体で年間約9万人、保健棟だけでも年間約3万人の方が利用されています。これだけ多くの方達が利用されていて、検討委員会の中で廃止を含むということになりますし、資料の中では32年度まで新庁舎ができて、32年度末までに売却先を検討すると言って早急に売却を検討するということまで踏み込んで、資料の中にはあります。これは庁舎の中に検討の本部があると思うのですが、その本部の中でこういったことまで踏み込んで検討をされているのか、町長の指示でそこまで検討されているのか、そのところをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の段階では、まずお答えしたいのは、私がどうのこうのと言ったところは1回もございません。今、議員が言われましたが、保健センター機能と福祉センター機能については、鞍手町の身の丈にあった形で最低限必要と思われるものは新庁舎の複合施設として集約化をしていきたいとそのように私も考えています。総合福祉センターの廃止に伴いというか、まだ結果は出ていないのですが、そのような機能が決して失われるものではないと、そのように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、この資料の中に先程言いましたように、売却を含めた処分に係る検討に早急に着手することとしますということで資料の中には書かれていますが、これは町長を除いた役場の職員で検討し、この資料を作って提出したということですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、一応本部会議の中ではそうした方が良からうということで、また議員のあとのセンターを廃止する理由ですか、そこでまたお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

現在、総合福祉センターは保健棟だけでも1, 200㎡あります。保健センターとして作ろうとしているのが1, 000㎡です。いま、保健センターと中央公民館とに福祉センターの機能を集約するとありますが、保健棟ある機能訓練室や栄養指導室、健康増進室、管理等の相談室A、B、ボラレンルーム、障害者・高齢者支援室は中央公民館で代用するとありますが、中央公民館にこれだけのスペースがあるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。中央公民館の利用状況と、福祉センターの利用状況はこちらの方で調べさせていただきました。その中で保健センターの機能を中央公民館と、新たに庁舎の横に複合施設として作ります福祉センター機能、保健センター機能を持って来たときに、それで賄えるということで今のところ検討しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長は総合福祉センターの栄養室と中央公民館の調理室、両方とも行ったことがありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

あります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

総合福祉センターの栄養指導室の調理台は上下するようになっていきますし、中央公民館の調理室の調理場とは全く機能が違います。公共施設の中で総合福祉センターは鞍手町の中で一番新しい施設なんです。そういったものを一番に廃止するということが自体が私としては納得がいかないところです。

これは後ほど質問するとして、時間がありますので次に進みます。

総合福祉センター建設当初の設置目的はなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

建設当初の設置目的につきましては、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例により、「町民全てが生き生きと生活できる環境づくりを目指し、かつ、総合的な保健福祉の効率的なサービスを提供することを目的として、本町に鞍手町総合福祉センターを設置する。」と規定されています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今、読まれたのが総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の第2条の設置のところの目的になっています。今、言われたように、この設置された目的が鞍手町で達成したということではなくて、今後益々こういった町民が生き生きと生活できる環境づくりのために必要な施設ではないですか。同時に、町内でこれは唯一の福祉避難所になっています。福祉避難所に指定されているのですが、その避難所としての代替施設としては鞍手南中学校を検討しているということになってはいますが、鞍手南中学校は福祉避難所として機能するのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますように、総合福祉センターは福祉避難所となっています。もし総合福祉センターを廃止、今は案ですが、そういうふうになりましたときには庁舎を新しく建てるための複合施設に総合福祉センターの機能を持って来ますので、そこが福祉避難所になるかと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、新しく作る保健センターと中央公民館、新庁舎ということになりますが、どう考えてもそれぞれ棟としてはバラバラになるわけですね。ですから非常に機能として、今の総合福祉センターよりも使いづらいものになるのではないかなという気がします。これもまた別の機会に質問させていただきます。

次に、総合福祉センターを廃止にする理由ですが、新庁舎新工事の32年度をめどに総合福祉センター全施設を閉鎖し、32年度末までに売却を含めた処分の検討に早急に着手するという先程も言いましたが、もう一度町長にそのことについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

廃止の理由といたしましては、3つを掲げさせていただいております。

1つ目は利便性の向上であります。現状の行政機能は、役場庁舎、教育課のある中央公民館及び保健棟のある総合福祉センターに分散しております。

都市計画マスタープラン見直しの際や、新庁舎建設にあたり実施したアンケート調査の結果でも、公共施設の集約といった意見が多く出されており、利便性の向上の観点から、新庁舎等建設の規模機能の検討にあたり、「総合福祉センターの最低限必要な機能を新庁舎及び中央公民館に集約し、総合福祉センターは廃止すること」について庁舎等建設検討委員会に提案をしているところであります。

2つ目は、財政面についてであります。

総合福祉センターは、今後、大規模な改修費が見込まれ、また、毎年の一般財源負担は近年5,000万円以上を要しており、将来の人口減少等の要因を踏まえると、現状の負担を維持し続けることは財政上の懸念が考えられるということでもあります。

3つ目は、施設保有面積の抑制であります。

本年3月に策定しました「鞍手町公共施設等総合管理計画」の基本方針では、町民1人当りの延床面積を全国平均に近づけるように施設の複合化・集約化及び廃止・撤去を検討することを目標に掲げており、今回の新庁舎建設といったような機会を捉えてスクラップ&ビルドを実行していく必要があると考えております。以上が今、考えているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の3つそれぞれも数字のからくりであったり、言葉としてはあるけれども中を分析して見ると、なかなかそぐわないところがあるのです。アンケートについてもそうです。役場にしても、役場に行くのが0回という人が4分の1おります。それを集約することが本当に必要なかどうかとか、または今、検討されている候補地が鞍手インターから北九鞍手夢大橋までの道路整備が進みアクセスが向上したというようなことが総合計画の中にあります。それに基づいて集約するというのですが、これは主語がなくて、交通アクセスが向上したことというのは、誰にとって利便性が向上したのか、ここがないのです。町外の人にとってはいいかも知れません。また鞍手町の人には町から外に出る分についての利便性は向上したでしょう。しかし町内を移動する時にはむしろ交通渋滞になったり、他町、他市からの車の流入が多くなって、むしろ交通アクセスは以前よりも悪くなっているのではないかなというふうに思います。言葉としてはこういう言葉はあっても、実は中身が違うのではないかなというのが私の考えです。

あと、次の質問が残っていますので、今回総合福祉センターの廃止という問題を通して、現在議論されている新庁舎建設に係る考え方や、移転候補地とされているところが町民や職員にとって本当に利便性が高く使いやすいのか、さらには町の財政事情にも合致し、合理性があるかを改めてもう一度検討することを促すために質問をいたしました。

次に進みます。

くらて病院移転の進捗状況についてです。

この9月議会に議案第51号として、くらて病院建設事業に伴う実施設計に要する予算が、本年度内に支出が終わらない見込みであるとの理由から1億5,300万円を繰越明許にする議案が提出されています。そこで進捗状況はどうなっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず政策推進課長に進捗状況を答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

本年2月に策定しました、くらて病院整備基本構想では、本年度の4月から基本設計及び実施設計の策定作業に入ることとなっておりましたが4月の時点では、実施設計の着手について総務省の了承が得られておらず、最終的に実施設計の着手について総務省の了承を得たのは、県が総務省のヒアリングに行った5月24日の時点でした。またそれに加え、5月31日に役場庁舎等の建替えに伴う庁舎等建設検討委員会が設置され、庁舎等の建替えについて本格的な検討が始まりましたが、庁舎等の建替え候補地については、くらて病院の移転候

補地である町立野球場内に隣接して建てる案があったことから、同じ敷地内であれば交通の利便性や利用者の効率性を考慮した場合、病院のゾーニング等に制約を受けることも考えられたことから、庁舎等の建替え候補地の検討結果を待ったという状況などがあります。そういう理由で全体的に作業が遅れております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

このくらで病院の新築移転に中心的な役割を果たしていた方はどなたですか。またその方は現在も関わっているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ちょっと質問の意味がよく理解できないのですが、もう一度具体的に言っていただいた方がいいかと思います。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

新築移転に一番携わっている方、具体的に移転をどうするか、要するに設計する際の中心に関わっている方がいるはずですが、それが役場の職員なのか、くらで病院の中にいらっしゃるのか、基本設計、実施設計についてはくらで病院が行うということで予算も付けていたわけですが、今度繰越明許になります、その中心的な役割を果たしていた方はどなたですか。現在もその方は携わっているのかどうかをお尋ねしています。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

事務局的な役割というのは役場が行っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先日の8月30日付けで議長宛てに、くらで病院職員一同様から病院運営に関する嘆願書が提出されています。私自身、衝撃的な中身で愕然としました。議会としても議長、副議長、常任委員長、議運委員長でこの嘆願書について病院側に事情を聞きに行っていますが、その嘆願書に病院採用の事務統括新病院建設特任の副理事長を退職に追い込んだという記述がありました。病院側に事情を聞いてみますと、八代理事長が昨年4月に産業医科大事務部OBで北九州病院局八幡市立病院の新病院建設準備室に在籍をされていた方を、副理事長新病

院建設特任事務統括として招聘し準備を進めていたが、今年の4月下旬に町長、副町長、役場の課長数名、県の関係者、大学教授と病院側から先程言いました新病院建設特任の副理事長、事務局長が参加をして新病院予定地の現地視察を行った際に、その大勢の関係者がいる前で、町長がその副理事長に対して、「お前は誰か、事務局長がいるからお前はここにいないでいい、病院に帰れ、帰って事務でもしている」という暴言を吐いたと聞いています。これは、おそらく役場の副町長以下課長も数名いたということですから、そのことについては承知をしていると思います。その後、新病院建設特任の副理事長は八代理事長の慰留にも応じず5月19日付けで退職されたと聞いています。町長の暴言によって新病院建設の中心的役割を担っていた方が退職したために病院の新築移転の準備が滞っているのではないですか。そこは、町長はどう考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の質問通告事項からちょっと逸脱しておりますが、ただ今言われた内容においては、そういった私が上から目線で物を言ったということは記憶にございません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

記憶にないということですが、副町長や課長が数名いたということですが、誰もその辺は聞いていないということなのではないでしょうか。今日はこの場にいませんが、事務局長もいたということ。大勢の方がいた中での発言ということですがいかがですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

お答えいたします。

私もその場にはいました。ただ場所的に離れていたということで、私は町長がそういった発言をされたということは耳にはしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

他にどなたか聞いていたか、聞いてもまたなかなか答えも出ないでしょうが、これが要するに、一つの新病院建設の滞っている理由だろうというふうに思います。更には、その嘆願書によれば、年度末の理事長更新時期に新体制の名の元に、町長が指定した外部の人物3名を理事にしないと八代理事長を再任しないと迫り、八代理事長が理事3名の交代を拒否すると、一度は八代理事長を解任をして、その後、仲介された方の慰留によって1年だけは病院

長、理事長は付かないが病院長だけはしようとして、今現在に至っているということです。

また、現事務局長を新理事長就任と引き替えに退職させようとした。また新病院建設に関して病院運営審議会の決定しているメンバーを、全く違うメンバーに変えるよう指示したり、次期事務局長の採用に関して、町長が人物や時期について指示したり、町長推薦の経営コンサルタント会社と契約を結ぶよう指示したなど、このように町長の度重なる逸脱した権限の行使によって町への不信感が募り、委員長を含め内科常勤医師6名が診療継続を困難とし退職を表明しています。

また、内科医師の退職に伴い、産業医科大学病院に内科からの医師派遣、現在9名も困難だとされています。このように、病院人事に関して町長の不当な介入により、くられて病院は今非常に混乱しています。存続の危機にもあるのではないかなと思います。こういった状況から、病院の建替え、又は新築移転というような状況にない。こういう状況について町長は今この現実をどう受け止めているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、議員が言われた内容というのが私はよく理解できないのですが、病院が今ゴタゴタしているというのは、私はそういうふうには全然思っていないし、何をもってそういうふうなことを言われているのかさっぱり分かりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議会に出された嘆願書と同じ内容は、町長にも要求書という形で来ているはずですが。その要求書を町長は目を通されていないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

要求書はいただきました。ただ私がここで、これに全部答えなさいと言ったら全て答えられます。ただ、私は岡崎議員の通告は、この厳正なる議会の中で進捗状況はと載っております。ですから今日はこの辺のところは差し控えたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

こういった状況が、もう建替えをするような状況にない、進捗状況というか病院の建替えに一番影響を及ぼしているのです。だからまさしく進捗状況に関わっていることではないですか。その答弁を避けるということは何か町長が答弁しにくい状況があるのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一切ございません。ただ今日は、ここで通告は進捗状況になっていますので、あまり私がかこれに対して今日は答えるべきではないとそのように思っておりますし、また病院の中でゴタゴタしているとおっしゃっていますが、何をもってゴタゴタされているのかという意味合いが私には分かりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長に申し上げます。

反問権は、鞍手町の議会規則の中では認められておりませんので、質問者の答弁については正確に答えていただきたいというふうに思います。

町長。

○町長 徳島 眞次君

ですから、今、申しましたように答える必要はないと思います。通告にありませんので。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

病院の進捗状況ですよ。要するに、くらて病院新築移転に対する進捗状況ですよ。進捗状況が滞っているのなら、どうしてその滞っているのか理由を聞くのは当たり前ではないですか。その滞っている理由を尋ねているわけで、その滞っている理由がどうも、今そういう病院を新築移転しようというような状況がないくらい病院が混乱しているのではないかとということを探しているわけです。その原因は町長にあるのではないかとということです。だから私はお尋ねをしているわけですよ。その尋ねたことに対して町長は答えていただければいいだけで。答弁する必要はないとかということですが、答弁をしないと分からないではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程、政策推進課長が答弁したことが進捗状況になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の政策推進課長が言ったことは、それはそれとしてあるでしょう。それと同時に中心的な役割を果たしていた方を町長の暴言によって辞職に追い込んでいるわけです。と同時に

今述べたことが病院の中で、町に対する不信感が募って、せっかく新しい病院で鞍手町の町民の方達やその周辺の方達の健康や命を守ってほしいと、夢を持っていた先生達が、町長の暴言に端を発して、こういった町のトップ、また町行政の鞍手町に対する愛着もなくなって、内科常任医師が6名辞めようというぐらいまで追い込まれているわけです。これは1にも、2にも新築移転というような問題にかかわらず、町民の健康や命が直接関わってくるわけです。特に透析の患者さんは、大体1日おきぐらいに透析をしています。それが3日、4日滞るだけで生命の危険にさらされるわけです。まず、町長として、行政のトップとして、まず一番にしなければいけないこと、守らないといけないことは何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町民の生命と財産だと心得ております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それが脅かされているわけです。そういった状況に今あるわけです。全く今の状況が町長の中では認識されていない。町民の人達がどれぐらい不安に思っているのか、今の町長の答弁を聞けば、残念ながら、くらで病院の先生方はお辞めになるでしょう。3月末をもって退職するというふうに表明をされています。6名に留まらず、他に3名の方とか、又は整形外科の先生とかも辞めようかというような話しも患者さんにされています。そういう状況です。

3月を向かえて本当に町民の生命を守れるのか、健康を守れるのか、町長はもう少し謙虚に、また真剣に考えるべきではないですか。もちろん今回の通告については、くらで病院の新築移転の進捗状況ですよ。しかしそういった進捗状況を聞く以上に、いま鞍手町自体、住民自体が不安に思っているわけですよ。そういったことは町長の理不尽な言動から起こっていることです。そここのところをもう一度認識して、町長として鞍手町のトップはどうあるべきかというのをもう一度考えていただきたいが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私のところにも要求書が参っております。1つ目が、病院採用の事務統括、新病院建設担当の副理事長を退職に追い込んだ件と書いてあります。

私は追い込んだなんていうのは全くそういうのもないし、おかしい文章です。この文章について、私病院の方にお尋ねに行こうと思って使いの者をやりました。そうしましたら、結局はこの文章は誰が作ったのかというのが見当たらなかったということでありまして、ただ、岡崎議員が先程1番からから6番目まで言われましたが、これについて答えろという

のであれば答えていいのですかね。

これは八代理事長さんが私のところに副理事長を決めましたということで、今川氏という方だったみたいです。その方を任命したということを事後報告で伺いました。それと今年の2月10日だったか、今日まさかこんな質問があると思っていなかったものですからちょっと待って下さい。

実は2月13日の15時50分、柴田事務局から電話をいただきまして八代理事長からいじめを受けていると。そういえば副理事長の今川さんという方が入っているのですねということをお尋ねしたら、そうだと柴田君が申しまして。去年の4月から八代理事長の任命で副理事長、事務局統括、新病院建設準備特任と名刺に書いていますと柴田君が申しました。

柴田君が事務局長だが、事務統括と言ったらどちらが上なのと私が尋ねましたら、柴田君が事務統括が上だということを言いましたので、私はそれはちょっと組織上ちょっとおかしくなるねということはお申しました。それから更に電話で話したのですが、今川氏のそこに履歴書があるのでしたらちょっと読んでくれるかと私が言いましたら、産業医大で事務を取られていて、そして定年して産業医大関係の下請けか何かの会社で働かれて、次は八幡病院だったかどこかで事務をされて、そしてくらで病院に来られたという履歴内容もお伺いいたしました。通常であれば、役場であれば、定年をされた再任用的な事務職といったら大体給料が2～300万なのですが、報酬はいくらなんだと聞きましたら800万円近くあると。私はそこでびっくりしまして病院はいったいどういう経営をやっているのだということをお述べました。通常考えられる常識からすると、先程言いましたように再任用だったら2～300万が800万、これがお医者さんだったら分かるのですが、当然患者さんを診て、そこで収益を上げることが出来ますから。ですから私はそれはちょっとおかしいよね、病院はただでさえ利益もなかなか厳しい状況下で、そして24時間看護師の皆さん、そして色々な検査技師、色々な先生も含めて現場で働かれている皆さん方がこういうことを知ったら組織としておかしくなるよと。私はできれば病院の内部で働かれている看護師の皆さん方、色々な方々に、スタッフの皆さん方に1,000円でも、5,000円でも、1万円でもあげるべきだろうという話をいたしました。だから、この件については、私が今川氏に対して辞めろとは一言も言ったこともないし、ただ柴田君とこういうふうな話をして、ただ八代先生からいじめられているということをお聞いたものですから、それが私が病院に関して関わった最初の、今年の2月13日ですか、これが最初のとっかかりでございます。

そして2番目が、年度末の理事長更新時に新体制の名の元に、町長主導による外部理事3名を含む役員構成を指示した件と。

これは、私は八代理事長が3月21日の日に来られて、ちょうど八代さんが3月末で理事長としての任期満了だったから、その件で来られたのだと思いますが、その中において先程の今川氏の事務特任、それと新病院建設準備特任ということが書いてありましたので、まあ事務統括ですね。事務統括と新病院建設準備特任と名刺に書いてある、この肩書きだけでも外してもらえませんか、そうしないと組織上柴田君が事務局長でおるのに、部下はどっち

が上なのだろうとややこしくなるでしょうと、だから事務特任という肩書きと新病院建設準備特任も外して下さいよと、なぜならばまだ病院がどこに建つか分からない、まだ役場の中でも検討委員会が今からできようかという時だったと思いますが、そういう時期において、病院が先走りするというのは検討委員会の皆さん方に対して申し訳ないではないかという説明をいたしました。ですから、その部分だけ消して下さいと、報酬に至っては雇われているのですからそのままいいのではないですかということも申しました。それでも八代先生はガンとして駄目だと、それも消さないということをおっしゃって、そこで物別れになったわけでありまして。ですから、私が今川氏に対して退職に追い込んだなんていうのは誰が言ったのか分かりませんが、全く心当たりはございません。

それから2番目の外部理事3名を含む役員構成を指示した件。私は、指示したのではありません。事務職の中で色々なことがあっているということ伺いましたので、内部を浄化するには外部から入れるべきだという思いで入れたのです。

3番目に、現事務局長を新理事長就任と引替えに退職させるよう指示した件。これは指示等は全くしておりません。これは理事長に権限がございますので。

それから新病院建設に関して病院運営審議会で決定メンバーを全く違うメンバーにするよう指示。これも私は指示した覚えはありません。これは花房事務局員と理事長とが私のところに来まして、病院の運営審議会のメンバーが決まりましたということを持って来たものですから、これはどのようにして決まったのと聞いたら、本人は一時黙っておりました。誰が決めたのともう一度聞いたら、事務局長が決めたのと。

当時、私は事務局長は降格になっていないはずだがと、事務局長代理ならいると思うがと言ったら、誰がしたのと言ったら、今いる事務局長がしましたと言うものですから、私はああそうなのと、それはちょっとおかしいよねということで削除させていただきました。

5番目の次期事務局長の採用に関して、人物及び時期について指示した件、これは新理事長が決めることですから私の関知するところではございません。

それから、町長推薦の経営コンサルタント会社と契約する。これは違いますよ、まずは先程言いましたように経理的なもので先程言いましたようなことがあったらいけないということで、まず調べないといけないだろうということで、外部監査を入れようということは、それは言いました。当然のことながら。これは地方独立行政法人法の121条の適用によって、私の判断でやろうということで考えました。それといまの121条に鑑みまして、今の病院の状況からすると、一つは私、色々勉強しまして、田川の私立病院の経営トップというのですか、あそこにお医者さんであり経営学を勉強した先生、齋藤先生がおられまして、その先生のところに九大の教授が勉強に行きなさいということで指示を受けまして、電話を入れていただきましてそこに行きました。そこで齋藤教授と話をさせてもらったら、町長、病院はドクターは患者さんを診るのが本業だと。だけど病院は、経営というのはなかなか疎いものだと、だからコンサル等を入れたらどうですかというアドバイスも受けました。ですから、コンサルというのは二の次なのですが、取りあえずは、まずは監査を入れて何もいないかとい

うことをまず調べて、そしてその後に考えようとそのように考えておりました。

1番目から6番目については、以上が私の言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今、縷々町長から答弁をいただきましたが、今言っていることの大部分が地方独立行政法人法の中では逸脱した行為になるのです。町長は理事長と監事を任命する権限はあります、と同時に中期目標を指示することもできます。しかし副理事長以下理事の選任、又は事務局以下職員の採用については、町長には何も権限はありません。まして、コンサルタントを入れたらどうかとか、そういうような指示も町長にはないというふうに私は思っております。同時に、外部監査の話も出ましたが、くらで病院に外部監査が入っているかどうか町長はご存じですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

トーマツが入っていると聞いております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

外部監査が入っているのであれば、何か不正の話をちょっとしていましたが、そういったことがあるか、ないかは別の外部監査を入れるというのは、トーマツ自体を信用していないということと同じになります。町長はご存じのように日本で最大の監査法人ですよ。それを信用できなければ、後はどこを入れても一緒ということにもなりますよね。そういうような答弁をいただきましたが、病院側と食い違うことも多いですし、また町長が答弁したようなことが、先程言いましたように独立行政法人法に反して逸脱した行為ということで病院の先生方は、患者さんのことは非常に大切に思っているが、腹に据えかねて、このくらで病院では診療の継続はできないというふうなことを表明されています。今の町長の答弁からしますと、どうも、なかなか折り合いのつく見通しも私としては立たないように思います。最終的には3月末を持って先生方が退職されるのであれば、本当に一番困るのは患者さんであり、鞍手町民また周辺の住民の方達です。同時に今回の質問になりますが、このくらで病院の基本構想そのものが無意味になります。進捗状況云々でなくて、これ事態が無意味になるのです。そういうような状況に追い込まれようとしています。そのことについて町長はどうお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全くそういうことはないかと思っております。

岡崎議員の話では、八代先生がお医者さんを引き連れて、お医者さんがいなくなるというようなことをおっしゃっていますが、それは町長のせいだと言わんばかりに私は聞こえるのですが、その辺のところは正直言いまして、私はさっぱり皆目分からないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

言葉に注意をしてほしいのですが、八代先生が他の先生方を引き連れて辞めるということではないでしょう。先生方それぞれが鞍手町に対して失望しているわけです。そしてそれぞれがここにいられないと、診療の継続はできないというふうに思って意志を固めているわけです。そういったものが今も残念ながら徳島町長には理解をされていないということがよく分かりました。今後、くらて病院の新築移転についてどうなるか全く皆目検討もつきませんし、これを病院の整備基本構想を作るにあたって検討委員会の方達はもちろん、役場の職員にしてもそうです。多くの方達の労力と時間をかけてでき上がったものまでが、おそらくは今のままの状態であれば無になるのではないかなというふうに私としては非常に残念に思いますし、何とか今の状態の打開策が見つかればと思って考えてはいましたが、なかなか難しい状況だなというのが分かりました。非常に残念ですが、これで質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

最初に、本町における臨時職員及び嘱託職員任用について質問をいたします。

現在、鞍手町では公立の保育園や小学校、中学校、またその他の部所に従事されている方で、一般的な企業でいう正規職員の外に臨時職員、嘱託職員といわれる非常勤の職員の方が多くおられると思います。

本年度は、現在継続雇用中の方を含めてどのくらいの方が従事されているかお尋ねをいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

平成29年4月1日現在で臨時職員は15名、嘱託職員93名、その内常時勤務49名、短時間勤務44名、合計108名です。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

嘱託職員さんはかなり多いのですね。今答弁された臨時職員及び嘱託職員の方の任期はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

臨時職員の任用期間は6月を超えない期間です。また6月を超えない期間で一度だけ更新することができます。ということは最長1年となっています。

嘱託職員の任用期間は4月1日から翌年の3月31日までとなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

嘱託職員さんも1年ということですね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

一応、任用期間といえは4月1日から翌年の3月31日となっております。しかし嘱託職員の任用期間につきましては、鞍手町嘱託職員に関する規定第3条の規定により4月1日から翌年の3月31日までとなっておりますが、また2回まで更新することができます。更にその嘱託職員の免許、資格等が特殊で、新たな嘱託職員の補充が見込めない場合に限り4回まで。ですので、嘱託職員に限りましては最長5年を考えています。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

今、答弁された中で、法律上のことでしょうか任用期間6ヶ月、そして再延長で1年、これを超えてはいけないということだと思います。1年を超える場合は、地方公務員法では正規職員を雇用しなければならないということになっていると思いますが、臨時職員の場合は1年の期限を切って、これは法律上とは思いますが、雇用し、更に再任用を続けていくとい

うことは、本来想定されていないということによろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

臨時職員の任用期間につきましては、今、議員がおっしゃいますように地方公務員法第22条第5項及び鞍手町臨時的任用職員に関する規定第4条の規定によりまして最長1年間としております。また、当初の任用の日から1年を超えて任用することができない旨も規定されておりますので、1年と考えてもらって結構です。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

たった1年で臨時職員を終わるということは、また新たに違う臨時職員を採用し、また1から現場の人が業務内容を教えるということで、雇う側としても、いくら法律で決まっているとはいえ非常に効率が悪いのではないかと私は思います。実際に現場で直接、接する正規の職員さんも、色々な面で負担がかかるのではないかなと思っております。そういった現場の声は上がっていないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

現場の方からは、やっと1年経って仕事を覚えた時に1年の任期がきてしまうという声は聞いています。しかし雇用の機会均等の関係で、広く住民の方に雇用をするために法律どおり鞍手町では1年間を限度として任用しております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

そういう答弁ではありますが、地方公務員法の中で職員の臨時制、補助制に伴い勤務的に毎年度の予算で職の設置について策定され、定員管理上も条例で定める定数の対象外であること。これに鑑みれば原則1年以内であると考えられると書いています。しかし、この場合であっても平等取扱いの原則や成績主義の基、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものであるとありますが、再任は法的に色々縛りがあるようですが、これらを参考にした場合は再任用は絶対に駄目だということではないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

臨時職員と嘱託職員とはちょっと意味合いが違いまして、嘱託職員は先程言いましたよう

に最長5年ということですが、臨時職員におきましてはあくまでも臨時的な職ということにおきまして、鞍手町におきましては地方公務員法に則りまして最長1年として運用させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

では、今私が言ったのは嘱託職員のことです法的に上げられているのですかね。それはそれでいいとしまして、現実には他の自治体においては臨時職員を継続して任用している自治体もあると聞いております。本町でも何か知恵を絞ればどうにかなるのではないのかなと私は思うのですが、町長そここのところはどうかでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員さんがおっしゃいますことは、私も重々理解をいたしております。せっかく臨時にしても嘱託にしても、採用して仕事を覚えたときには雇えなくなるという部分においては、雇う側としても本当に痛手といえば痛手を被っておるかと思えます。これは法令上、うちの条例の上には法律がありますので、これは国会議員の先生方に何とかお願いして法律を変えないと施行できないというのが今の現状でございます。

ご理解していただければとそのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

理解はしているのですが。

では、次に、嘱託職員さんで、いま3年から5年任期で働くのが条件となっているということでしたが、鞍手町に図書館の司書さんという方がおられると思いますが、この方も嘱託職員さんでよろしいのですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

鞍手町の中央公民館に1名図書司書がおりますが、嘱託職員でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

この方の任期はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

任期は1年ということでございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

先程説明がありました最長5年という可能性もあるわけですか。その辺をお聞きします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

先程総務課長が言いましたように、任期1年1年更新して、その他そういう適任者といえますか、応募がない場合は最長5年というふうなことでございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

司書さんに限って質問するのですが、1年では、この方はすぐに辞めないといけないという状況だと思います。図書館の司書さんという職業は色々な高度な専門的知識が必要だということ。それとなおかつ図書館を利用される方の関係者の方から、1年で交代されたのでは、今の司書さんは色々な意味において非常に素晴らしい人材なので、ぜひもう少し長いスパンで雇用していただけないかという要望、意見が上がっていますので、その辺をもう一度考えられて検討していただければと思いますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員のおっしゃったことはしっかりと行政内部で1回揉ませて下さい。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

よろしく願いいたします。

次に、リフト付きの福祉車両について質問いたします。

リフト付きの福祉車両を平成25年の9月議会で私が一般質問でお願いしまして、その後導入していただいたと記憶しております。22人乗りのマイクロバスと8人乗りのリフト付きの自動車が設置されて、色々な面で活躍して皆さんも重宝されていると思います。担当課の皆さんのお陰で2台の車両が納入されました。それから3～4年になるのでしょうか、その間町民の方からは随分利用されていると思いますが、現在までどういった方、またどうい

った団体が利用されているのか、そしてその使用頻度詳細が分かればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずデータの的なものでありますので、総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

福祉車両につきましては、宝くじのコミュニティ助成事業により、ハイエース（8人乗りで車いす2席あり）は平成26年10月、コースター（マイクロバス22人で車いす2席あり）につきましては、平成26年12月に取得いたしました。平成27年3月1日より鞍手町福祉車両貸出事業を実施しております。導入から現在までの利用者及び頻度につきましては、利用者は、個人の方や地域の老人会、くらて病院、社会福祉協議会などが主な利用者となります。利用頻度につきましては、平成27年度はハイエースが2件、コースターが21件、平成28年度は、ハイエースが4件、コースターが13件。今年度は、8月末までで、ハイエースが3件、コースターが6件となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

個人の利用がちょっと少ないようですが、色々な団体が利用しているようです。本当に購入していただいて良かったなど。私も時々利用させていただきますので感謝をしています。ただ、マイクロは大型ですので、どうしても利用する団体が限られていると思いますが、8人乗りのハイエースは個人の方が少ないように思います。どうしてかということと女性の方から考えたらかかなり大きな車になりまして、運転もなかなかしづらいということがありますし、私も大きな車に乗っていますが、最初に乗ったときはすぐぶつけました。そういったことで、8人乗りはどうしてもご婦人方には乗りづらい、使用しづらいという点があると思います。それと、車椅子の高齢者や障害者の方の単独での利用頻度もそう多くない。8人乗りは少ないようですが、なぜ少ないかということ、まずどうしても大きいので運転がしづらいということになります。そこで、できれば、また贅沢を言うようですが、軽自動車のリフト付きの自動車が導入されれば非常に町民の方も個人で利用される方が助かるのではないかと考えております。その理由として、多く上がっているのが、また私が考えますが、下半身の弱った高齢者、特に車椅子での移動が余儀なくされた方がかなり多くおられるようです。これからは段々増えると思います。そういったお年寄り、ほとんどの方が月に1回ないし2回は病院に薬取りとか、診察に行かれていると思います。そして当然一人では行けないので必ず時

間の取れる娘さんとかお嫁さんが、どうしても送迎をしなくてはいけないということになってきます。男性は仕事をしていますのでなかなかそういったことが難しいと思います。そういったことで、特に女性に大半が限られてきます。そういった女性には、大きな8人乗りを自由に乗りこなせるというのが無理かなと思います。特定の人を除けば。それに比べ鞍手は田舎ですし、入り組んだ幅の狭い道も多いですし、その為にも小回りの利く女性にも運転しやすい軽自動車の貸出しが追加してあれば、利用される方がまだまだ増えて、お年寄りを介護されている主婦の方には本当に、今まで以上に重宝されるのではないかと考えております。そのためにもぜひリフト付きの軽自動車の導入を検討していただけないかと思いますが、町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

鞍手町の福祉車両貸出し事業の目的は、障害者、高齢者等に対してリフト付き福祉車両を貸出しすることにより、日常生活行動圏の拡大、社会参加活動の促進等を図っております。自立と生活の質を確保いたしまして地域コミュニティの活性化及び福祉の増進に資することを目的と考えております。24人乗りのマイクロバス、それと10人乗りのハイエースを導入いたしましたが、今、議員がおっしゃいましたように軽のリフト付き自動車につきましては、今後必要性を見極めて、先程課長が言いましたような宝くじのコミュニティ財源ですか、そういった諸々の財源等、若しくは国の有利な財源を利用して今後前向きに検討していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。ぜひ宝くじの財源が、これがいいかなと考えております。まあ、介護タクシーを利用する程ではない。また介護認定の場合によってはできない、かといって自家用車では送迎に負担がものすごくかかると、そういった困った方が沢山おられます。今後も高齢化は絶対に進まないことはないと思います。どんどん進んでいくと思いますので、そういった困った方が少なくなるということはまずないと思いますので、ぜひ再度検討をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。繰り返しになりますが、当然のことながら今議員がおっしゃっています障害者の皆さん方、そしてご老人、今からまだまだ高齢化率も多くなってくるかと思っておりますので、その辺のところを見極めながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時13分

再開 14時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、鞍手町の未来像についてということで、私が平成7年に初めて議員をさせてもらったときに、先輩議員から最初に教えられたことがあります。議員になったら最低でも10年先を考えろというようなことを言われました。今は10年先を考えても短すぎて、20年30年先を考えなくてはいけないような早い時代になっています。

そこで今回質問したいのが、今後10年、20年、30年先の鞍手町の未来像をどのように考えられているのかというところを町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

非常に難しい質問でございます。何度かここで私が色々申したかと思いますが、10年、20年、30年先を見据えるにあたって、一つは、この町というのは6年前にインターチェンジが開通をいたしまして、ここ最近目立って人の流れ、そして車の流れというのが大きく変わってきているということを感じております。いま、北九鞍手夢大橋に繋がっていた道が曲がっていますが、あれが工事に入っています。後1年半ぐらいでまっすぐになるかと思えます。あれがずっとまっすぐにきまして、西川の方に、新北の方に行っているこれが東西線になります。そして本村からきましたら、インターチェンジがありまして、インターチェンジを過ぎましてずっときましたら、いま100円ショップのダイソーさんがありますが、あそこがTの字になっています。そこが工事にも取り掛かっていますが、猪倉の方にまっすぐバイパスが建設されています。これも3年の内には何とか道路が繋がるのではないかと、そのような計画でやっています。これが町の南北線にあたります。この東西線と南北線がい

うなれば鞍手町の大きな大動脈になるわけでございます。私が言うまでもなく、先程言いましたように車がいま宗像の北東の辺りから、そして遠賀町、水巻町、八幡西区、中間市、直方市、ややもすると小竹の辺りから車がどんどん流入をいたしております。最近に至りましては、建売りの建設業者さんが家を建てればすぐに売れると、それもどこから移り住まれて来ているのかと言いましたら、中間や北九州市八幡西区の方面から移り住まれていると聞き及んでおります。ですから、社人研の人口動態調査では2040年には人口がずっと減って、福岡県でもワーストワン、一番悪い状況になるというデータが出ておりましたが、あれはあくまで机上のデータだと私は思っております。いま現在全然そういうふうな兆候は見られませんが、逆にいま人口は下げ止まってきて、逆にV字回復の方向に向かっているのではないかとそのように感じております。

それと今後、鞍手を発展させる意味合いにおいて重要なことがございます。これは私がここで言うまでもなく鞍手町の財政力指数は、平成24年から26年では0.44であります。1でプラスマイナス0です。つまり町の財源が1で地方交付税をもらわなくなるというような状況になるのです。これは26年までですから27年から29年度にかけてはおそらく0.45から0.46ぐらい、少し景気が良くなっておりますし、税収も上がっておりますので上向きになっているのではないかと、そのように認識をいたしております。

ただ、この財政力指数というのは、町が頑張っても、頑張っても、頑張っても、例えばこの財政力指数が0.8になったとしましょう。それでも結局は1に達していないものですから地方交付税をもらう対象になるのです。ということは国からすれば、つまり地方更生をやっている自治体というのはまずはプラスマイナス0、1になるまではどんなに頑張ったってその頑張った分の4分の1、25%しか町に反映できませんよという、これが今の行財政の仕組みになっているのです。仮に0.5としましても、まだ半分の2分1足りないわけでありませぬ。これを1に持っていくというのは、本当にこの地方行政においては至難の業だとそのように思っております。

もう1点は、これは国レベルの話になるのですが、例えば鞍手町はたくさんこれだけ土地があるではないかとおっしゃる方がおられます。現在も色々な所から工場を建てたいとか、住宅を建てたいからというようなオファーが色々な所からたくさん参っております。ところが用途地域、都市計画法に則った用途地域の設定が現在、農振に至っては国の管轄、そして例えば大店法とかに至っては県の管轄になっております。と言いますと、要は町でいくら何をやろうと思っても上部行政の判断に委ねられて動かなければいけないというのが現状かと思っております。ですから、これは何とか打破をしないとなかなか町民に対して目に見えた形での恩恵と申しますか、そういったのがなかなか厳しいというのがまず現状だと思っております。

しかしながら、とは言っても100%駄目だということではございません。中には無指定のところもあれば、知恵を出せば色々な部分がございます。そういう部分においてはしっかりとこれから取組んでいって、将来に繋げていきたいとそのように考えております。第1段

階はそういう段階でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

先日、私は県庁に行きまして、大規模、例えば30万坪ぐらいの開発をしたいというような話を県庁に行って話をしました。そうすると、まずは町の総合計画に載せてくれという話をされました。というのが例えばインターチェンジ周辺開発というのは総合計画に載っています。そういう総合計画に載ったものに関しては、県としては許可を下ろせません。例えば大きなものが、どかっと来るというような時には、総合計画の中に載っていなければ県は許可を下ろせないのです。私は、先日色々なことで、あるところから署名を出しましたが、大規模開発は、まず総合計画の中に載せてもらわないと県が許可を下ろせないのです。そういうところを踏まえて、今後色々な大きな事業展開がくるような話しになった時に、町長としてはそういうものに対してどういうふうに対応していかれるかお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今議員さんがおっしゃいましたように、用途地域に関してもそうですが、うちのちゃんとした都市計画をきちっと作らないといけないかと思っております。平成28年から平成36年までの9年間の基本計画というのは作っております。今のところは、これが4年間の前期基本計画になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

前期4年間の計画と、見直しが可能なのかどうかということをちょっとお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

総合計画につきましては、基本構想の部分につきましては議会の議決要件になっております。見直すということであれば、まず内容を見直して総合計画の審議会の方にお諮りして、そして議会の議決を経るという流れになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

不可能ではないということですね。何でこんなことを聞きましたかということ、やはり10年、20年、30年後を考えると、これからどんなものが鞍手町に押し寄せてくるか、例え

ばインターチェンジがあるLラインがTの字が猪倉まで繋がって夢大橋に繋がる、そういうものでどんどん開発していこうと、2040年には社人研の発表では福岡県の中で消滅都市一番で1万260何人と、町が考えているのは1万2千人ぐらいを、その頃は確保したいということで動かれています。でも、大規模な開発等が鞍手町にくるようなことがあれば早々にも総合計画を見直して、どんどん進めていただいて2040年には2万人、2万5千人になるような町にしていきたいと思いますが、その辺町長はどのように思いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま色々と民間さんレベル、そして我々行政レベルで開発を色々なところを手掛けようとしております。こういったことが、おそらくここ6～7年以内には花が咲いてくれば当然のことながら人口の下げ止まり、そして人口が逆にV字回復してくるのではないかなと私はそのように考えております。あともう一つは、教育もそうですが、一つは雇用ですね。若い方の雇用を生み出す場がないからやはり出て行かれていますのが大きい原因ではないかとそのようにも考えております。そういった意味においては子育ての支援型住宅、これは官民一緒になって支援住宅などを今後作っていかねばいけないのではないかとか、インターの横の開発はいま順調に進んでおりますが、あそこが進みまして、ちょうど小山がありますが、あそこのインターの横の裏横の山ですが、あの裏手は直方市になります。あれからずっと開発が進んでいった場合には、竹内議員さんが一生懸命されております新幹線筑豊駅なども不可能ではないのではないかと考えております。そういったものが上手くいけば鞍手町の人口も社人研の言っているのと相反する結果になってくるのではないかとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とにかく鞍手町を今後どんどん発展させていただくためにも行政の協力も必要になってきますので、あとは民間の力をどんどん取り入れて、今後20年、30年後には、消滅都市でなく発展都市1番になったねと言われるぐらいの町づくりに励んでいただきたいと思っております。

次に、くらて病院について。

くらて病院の現在から未来は、どのように考えられているかということですが、先程少し質問が出ましたが、私は両方の話を聞いてからの判断ではないかなと思っております。

私は、くらて病院の現在から未来にかけてということで質問することで色々考えていましたが、これはホームページの八代先生の院長ご挨拶ということで載っています。平成25年4月より非公務員型の地方独立行政法人くらて病院へ経営移行いたしました。診療科は、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻科、泌尿科等と、一般病棟100床、包括ケア病棟22床、

回復リハビリ60床、療養型病棟40床を有するケアミックス型の病院です。老人施設も鞍寿の里60床を併設しております。そういうことで書かれておまして、当院の位置する地域は高齢者が多く、生活習慣病・慢性疾患に対する診療が地域の大きなニーズでありますというようなことで、我々に与えられた使命は、全人的・包括的な医療の地域拠点病院として機能することであると考えています。この観点から、ケアミックス型の当施設は連続した医療・介護サービスを提供することができ、患者様には安心して利用していただける施設ではないかと考えております。我々は、独立行政法人制度のもとで弾力的な病院運営を実践し、地域住民の疾病予防・早期発見・治療・アフターケアを充実させ、与えられた使命が十二分に果たせるべく日々努力いたす所存でありますというふうにホームページに院長先生の挨拶が書いてあります。

先程もちらっと出ていましたが、私は病院に用事があって行きました。入ってすぐの所に新聞大くらいの大きさの立て看板がありまして、ここに書いてあるのを見てびっくりしました。ちょっと読ませていただきます。

患者様へお知らせ

平素は当院をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、諸般の事情により、来年3月末をもって内科医6名が辞職することとなりました。

現在、後任医師の招へいを急いでいるところでありますが、医療界の事情から早急な医師の確保は困難を伴うのが実情です。よって、来年4月には医師不足が予想され、皆様の医療に支障をきたす可能性が高いと考えます。従いまして、皆様の疾病管理の安全性を確保するため、外来患者様には近隣の医院・病院を紹介させていただきたいと思っております。どの施設で診療を受けるかなど、具体的なことは主治医とご相談いただくようお願いします。当院をご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、このような事情でありますので何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。今後も可及的早急に医師の確保・充足を図ってまいり所存です。医師充足の折には、また、皆様のケアをさせていただきたいと思っておりますので、その節はどうか当院をご利用下さいませようお願いいたします。平成29年 病院長 八代晃

これは入ってすぐのところを立ててありました。こういうのを見て、現状から未来へという質問をしようと思っているのですが、現在がこういうふうになって、先程も岡崎議員が質問をされていましたが、未来まで考えたいのですが、その前に現在町長これに対してどう思われますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私もこの文章は、病院の所に貼ってあるということで、たまたま私の知り合いの患者さんがお医者さんから同じビラをいただいたのを、私は拝借してきたのですが、正直言いまして、なぜこういうふうにお医者さんがなったのかというのは、正直私は分かりかねています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私は最初に言ったように両方の話を聞いて自分で判断しますので、ここでどちらが悪いとかというのは考えていません。私は聞きたいのは、現在はそういうふうな答えであるのでしたら未来のことを考えたいのです。今のことばかり言ったってしょうがないので、未来的に町長は前に新病院を建てるといふときに語られていたことがありますね。こういうふうな病院をつくっていききたいということを言われていました。それをもう一度聞かせていただけますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは基本的には、くらで病院は独立行政法人で、今竹内議員がおっしゃいました平成25年の4月から独立行政法人化にして独立しております。

運営は運営委員会によって計画がなされております。本来私がここでどうします、こうしますと言うのは独立性を重んじると本当はいかがなものかなとそのように思っておりますけれども、設置者は鞍手町になっております。鞍手町の代表として言えることは、医療は日進月歩であります。町民の皆さんに最新の高度医療をやりたい、それからホスピタリティにとんだ接遇を望んでおります。また、患者さんに不安を与えないような院内環境をやっていただきたい等々、目指していかなければならないことがたくさんございます。

当然のことではありますが、町立から独立行政法人にしたのは収益を鑑み、独法したと聞いて、私が町長をさせていただきました時には、もう独法の議決がなされて、ちょうどなっていた状況でございましたので、これは前の柴田町長から聞いておりましたが、まだまだ収益にいたっては今のところ思わしくないということでもあります。

私が言うまでもなく利益の上がない法人は存続不可能なんですね。よって、場合によっては地方独立行政法人法の第1条から第3条、並びに第14条、第121条を適用し、設立団体の長として病院に対し改善を要求することもあるかもしれません。ただし、私としては病院の収益が上がり、その利益を町に還元をし、教育や老人福祉に使いたいとそうように考えております。

将来的には、議会で何度か申したと思いますが、ワンストップホスピタルプロジェクトOSH P、つまりくらで病院に来れば医療面では全て賄える病院を目指していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

未来的には、この辺でトップを飾れるような総合的な病院をつくりたいというのが、せつ

かく今からつくるのでしたらそれが本音だと思います。その本音は当然、夢を語っていただくのはいいのですが、現状は先生が足りないというところでちょっと危惧するところがあります。今後、病院の問題はどうなる、こうなるではなくて、町長としてお医者さんの確保、当然設立者としてはその辺、足りないとなると経営が成り立たなくなるので、お医者さんの確保も考えなくてはいけないのではないかなというふうに思いますが、現在はおられますから水面下で動いておられるのかどうか分かりませんが、こうやって確保していますよというような答えは出ないと思いますが、その辺言える範囲でお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように、これは独立行政法人になっていますので基本的には、運営は病院サイドでやっていただくというのが主眼だと私はそのように思っております。

ただ何か皆さん方は誤解されている、先程最初に質問された議員さんの内容を聞いておりましたが、何か病院でゴタゴタが起こっているような印象を持たれて、何か誤解をされているような感じがしてなりません。病院で看護部長から、今の病院の状況を聞いた限りの話では、お医者さんが来年辞められる方がおられると、だからお医者さんの確保に奔走しなければいけないということを私は伺っているだけであります。要は、対処療法といたしましては、風邪を引けば当然熱が出て、喉が痛ければ痛み止めを飲んで、熱が出れば解熱剤を飲む、対処療法なのでしょうけれども、これと同じように対処療法を今病院としては淡々と事務的に、私は病院サイドで対処療法でやっていただければ事足りることではないかなと。つまりお医者さんが足りなければ、今竹内議員さんがおっしゃいましたように、病院の内部で、今、新理事長さんがおられますので理事長さんを筆頭にお医者さんの確保に努められるべきだと私はそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

せっかく病院を新しく建てようとしているのですから、やはり良い病院をつくってほしい。60億か65億かいくら掛かるか分かりませんが、なくすのは簡単と思いますが、せっかくづくりという方針で動いていますので、設計費も予算を組んでいますし、だから今後色々なことがないように良い病院を今後つくっていくためにも皆さんにご協力をお願いしたいと私は思っております。こんな小さな町で60何億も掛けて病院をつくらうとかはまずあり得ない。それをせっかく過疎債を使ってやろうとしているのですから、皆さんが一致団結して協力をしていただいて良い病院をつくってほしいと私は思います。

これは、未来に向けてどのように考えているかということで、私はそういうふうに思っています。現在がどうのこうののではなく、未来はこうなるのだという先を見ていけば、今のことなどは小さいのです。失礼なことかもしれませんが、未来を考えればもっと良いものをつく

っていかなければというところで考えていただきたいと私はそう思っております。

町長はどのように思われていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私も竹内議員さんと全く考え方は基本的には一緒であります。当然病院を建てるにあたってはより良いものを建てたいという思いで前向きに、行政の方でも後押しをしている状況化であります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とにかく良い病院をつくってもらえるように、周りにないような、くらで病院にわざわざ来てくれるような病院を皆さんでつくってほしいと思います。それが私の希望ですのでよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮君の質問を許可します

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目のくらで病院の移設による影響についてということで入れています。

今までの11番議員、5番議員もくらで病院に関する質問も聞いていますし、これまでの状況も片方からの意見もお話も聞いています。ただ、今の町長の答弁を聞いて思ったのは、危機感が全く無いというのがびっくりしました。質問の前に前置きで申し訳ないのですが、どんなに良い病院を作っても中身がなかったら倒産です。何もできません特に病院は。

国家試験の医師免許を持った人、看護師の免許を持った人、たくさんの方がよってようやく病院が運営できるわけですから、それを医師確保に奔走すればいいということですが、この医師確保が、私も医療機関にいましたから本当に大変なのです。

いま色々な噂が町民の中、町外でも医療関係の中、色々なところで飛び交っています。町長はゴタゴタとっていないと言われましたがゴタゴタしていますよ。それが町外の方、医師関係の方も何かあっているということで、何があっているのか分からないが、そういうところには医師として行きたくないとか、派遣もさせたくないだとかということがものすごく障害になっているのです。そこは十分分かっていただいて、この件については一般質問の中で明らかにするというのは到底無理ですから、私は早急に調査して真相解明をしていくべき

だと、別の場ですね、というふうに考えていますので、今日はそこを省いて、いま何も起こっていない町立病院が鞍手の町民野球場にできるということからの、その影響についてお尋ねしたいと思っております。

くらで病院は現在の場所では耐震化もできないため、いま移設が進められています。そして町長のL字ライン構想で、鞍手インターと夢大橋を結ぶL字ライン上につくり、患者の利便性を図りたいとして、有利な過疎債を利用して財政負担を減らそうと努力されています。このように早急な耐震化と利便性、そして財政負担の軽減を図ることについては異論はありません。しかしながら町文化体育総合施設の主要施設である野球場を潰し、そこにくらで病院を移設しようとしています。文化体育総合施設では1年を通して多種多様な大会、祭り、行事等が行われています。

そこでお尋ねしますが、くらで病院が現在の野球場に移設された場合に、これまで行われてきた行事等の規模や内容を変更、または縮小するような、そういった影響は出ないのか教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

文化体育総合施設内で行われている大きな行事としては、町民体育祭や元気まつりなどがございます。多くの町民の方々に訪れていただいておりますが、町立野球場にくらで病院が移転したとしても施設内で行われる行事等に大きな影響を及ぼすとは考えておりません。

それとまた、あそこにありますナイター設備の大きな鉄柱が4つあります。あれも内部が腐敗をしております、あれも危険性があると聞き及んでおります。そういったことも鑑みまして、これは検討委員会で決められたことではありますが、決められたことだと思っております。野球場においては、いま別の場所で練習できる場所などを検討いたしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いま影響は全然でないのではないかなというふうなお話ですが、ちょっと細かいことでお聞きしたいのですが、例えば町民体育祭、消防の出初め式だとかがあります。色々な時に花火を打ち上げます。そういうのは病院のすぐ横ですが、大丈夫なのでしょうか。また、夜に星空シアターとかがあります。多分、病院の消灯が9時のところと10時のところもありますが、そうしたらそこで影響が出ないのか、まずその2つについて教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず行事等が出る騒音については、最新の技術といいますか防音対策も十分に行われるか

と思います。花火大会のようにガンガン鳴るわけではありませんので、その辺のところは十分大丈夫ではないかとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは町長の判断ですが、医療機関の判断としてそうなのかというのを。花火を鳴らされたら困るだとかはないのかというのを確認した上で町長は答弁すべきだろうと思いますし、もしそこでちょっと止めて下さいというようなことを言われたら、もう何もできなくなります。そういった面で影響が出るのではないかというふうに思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

建設にあたりましては、そういった防音設備も十分に考慮してやっていきますが、それでも実際建って、ボンボンと上がったときに病院側の方から何かクレームが出れば花火をちょっと止めるとか、その辺のところは対応していかないといけないとそのように感じております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

小さいことですが、そこで影響が出ているではないですか。言われたら花火を止めるかもしれないと今言われたのです。もうそこで小さい事ですが影響は出ていますよ。やはりお祭り事とか町民をいっぱい集めて盛大に何かやろうとしたら、やはり大きな音は出ますよ。そこが縮小されるようなことが絶対あってはならないというふうに思っております。

もう一つ、特に町民体育祭ですが、町民体育祭が行われた時にいまの野球場を駐車場にしていますよね。していませんか。元気まつりか何かの時に野球場の中に車を入れたりしていたと思いますが、いまはしていませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

以前は入れていたみたいですが、いまは中学校がありますので、その駐車場を借りております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

交通体系との関わりにもなりますが、行事でハーフマラソンも盛大に行われていました。交通規制もあったと思います。あそこに病院が建って、救急指定でもありますから救急車も

来ます。交通規制をあそこでかけたときに救急車又は救急車でなくても急患が自家用車で運ぶ時に、そこはどうなりますか。行事との関連ですよ。もちろんそっちが優先でしょうが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いまある道路付けだけではなくてだと思います。おそらく浦田団地側の方にも接しておりますし、当然産業道路にも接しております。その辺のところはちょっとプロが救急はどこから入れるという、まだその辺のところまでは検討委員会の方ではまだなっていないということではありますが、そこは別ルートも考えていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

別ルートというのはマラソンのコースのことですか。それとも救急車の搬入のことを言っていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

救急車の搬入の経路です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

救急車は、やはり一刻も早くということで一刻を争うことですので、一番近いところを通ると思いますが、そこはまたハーフマラソンのコースのことで産業道路も使うでしょうし、そこは行事のマラソンの方で考えてもらわないといけないというような影響が出てくると思いますけれども。

私が言いたいのは、こういった影響が出るというのは文化体育総合施設の中に病院を作るからですよ、削って。先程もわざと言いました、町文化体育総合施設の主要施設である野球場を潰して病院を建てると。ここが私は言いたいところですよ。文化体育総合施設はそこはそこでないといけない。いくら利便性があるのでしたら、町長の考えるL字ラインで言うのだったら、わざわざその中に作るべきではない。いま町民の多くの方はまだ知らない方は沢山います。野球場に病院を建てると。いまだに私は知らないのですかというようなこともよくあります。

先程の町民体育祭の話に戻りますが、いくら病院の入口がどこになるか分かりませんが、あそこはものすごく大渋滞になります。帰りの2時から3時ぐらいに町民体育祭が終わって、ズラーと並んで右も左も行けません。そういう中ですぐ横に、しかも文化体育総合施設の中

に病院を建てるというのがどういうことなのだろうか。いまだに。町民の皆さんから聞かれても私は答えようがありませんし、絶対反対ですというような答えしか返ってきません。

鞍手町は前にも言いましたが、結構スポーツの盛んな町ですよ。色々な優れた指導者もいるし、優れた選手、またOB、OGもいます。それはどこが拠点になったかという、今の文化体育総合施設ですよ。ここに影響が出るようなことがあったら、なかなか活性化というのも難しくなるというふうに思いますし、第一、病院は少し閑静な所、静かな所に作るべきだと、今さら何を言っているのかと言われるかもしれませんが、一番はそこに影響が出るというふうに思います。町民体育祭の時の大渋滞はどういうふうに緩和するのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

産業道路側の方の、いま野球場がある施設側の方に水路がありますが、その道路を広げて、そこに渋滞を緩和するべく道幅をとって、救急車が来れば産業道路が渋滞していれば1車線は空けられるような形で取組を考えていきたいと、渋滞緩和はですね。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

渋滞を緩和するというのはなかなか難しいと思います。一度に大きな行事をやったら何百台と車が来ますので、一定時間の渋滞は絶対解消できないというふうに思います。それと、交通の利便性というふうに言われましたが、今後のバス路線の変更、増便というのはどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

くからて病院の移設による交通体系の影響ですが、移設を予定している文化体育総合施設周辺は、昨年大型商業施設が開業したことに伴い、現在車両等の混雑が頻繁に発生していることは、今議員がおっしゃったことと同じではないかと考えております。

それから文化体育総合施設の周辺は第5次総合計画や都市計画マスタープランにおいても、都市機能の集約化を図る拠点として位置づけており、新庁舎等の移設候補地としても建設検討委員会において議論がされている場所でもございます。

それから、北九鞍手夢大橋と町道本町・今村線の直進化や、県道直方・鞍手線の整備に伴う商業施設等の進出、生活の利便性向上による住宅の増加、鞍手インターチェンジ周辺開発の進展等により、更なる交通量の増加が予想されておるといことも踏まえて、今後本町が目指す医療や行政、防災、保健福祉、健康、スポーツ、生涯学習、歴史、文化等多くの拠点

が集約することに伴い、町の中心エリアが形成されることで、町内外からあらゆる年代の方々が様々な交通手段を活用し、往来されるものと推測をいたしております。

このようなことから、くらす病院移転及び新庁舎等の建設に伴う基本設計等の作成にあたっては相互に連携をし、将来的な交通量の予測を踏まえて道路等周辺整備を行うとともに、合わせてバス等の公共交通の利便性向上を図るなど、議員がおっしゃいますような交通体系の構築に努めていきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

具体的に、まずあそこの産業道路自体はいつ頃までに、例えば片側2車線にするとか、全部で4車線にするとか、その分歩道も作らないといけません具体的にどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだそこまでは事務方の方も進んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ、分からないではないですか。町長が今言った交通渋滞を緩和するために、そこを全部整備してまいりますと言ったのに、全く分からないということはどういうことですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

実は、先程言ったのは私の思いで、まだ答申をいただいていないのです私のところに。ですから私としては答申をお願いしています状況です。

庁舎建設の方が同時期になりましたものですから、ちょうどあそこが庁舎の答申を出しておりまして、その返事をいただいていないものですから、ここでは答申をいただいてからということだと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私は庁舎建設のことは何も言っていませんよ。病院があそこにできて渋滞緩和するのに、町長が整備しますというような話をしていましたから、だからあそこの道路を広げるのですか、片側2車線とか歩道も広げてやるのですかと言って、それが分かっているのですしたら具

体的に教えて下さいと言っているのです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程最後に私が言いましたが、くらで病院移転及び新庁舎等の建設に伴う基本設計等の作成にあたって相互に連携を行っております。ですから相互というのは両方ということですが、その答申をいただいてからでないと、私がここで先走って言うというのは答申の皆さん方に対して失礼にあたるかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

総合庁舎をなくすとか、そういうところばかり言って、肝心な交通渋滞の解消だとか、交通安全のこと等がおろそかになっているのではないかというふうに思います。そういう文言は入っているかもしれませんが、病院等ができた時には、先に道路整備をしておかないと、先に道路整備ですよ。しないと、もうちょっと待って下さい、今の狭いままであと何年間か我慢して下さいという話にならないでしょう。そこを言っているのですが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは当然のことながら同時進行で行わなければいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ交通整備と病院、庁舎ができた時には交通整備は完全に終わっているというふうに理解していていいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

以前から都市計画のマスタープランの中に、都市施設の中に幅員の幅を広げるということでちゃんと計画には謳っておりますので、それに準じて行っていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

都市計画の中にあるのでしたら、そこで具体的にどうするというのは考えているのではな

いでしょうか。その都市計画に照らして幅員を広げるというのは、どこまでどういうふうにするのか具体的に考えているなら教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

平成17年度に都市計画道路は決定されております。それは先程町長が申しましたように18メートルという幅員は決まっておりますが、それをいつまでに整備するかというのは財源の問題もありますので、いまなかなか先に進んでいないと。北九鞍手夢大橋の方から押し、できれば県道昇格というのも睨んでいくのが現状でございます。

その前に病院の建設、合わせて庁舎もその辺りというふうに計画はされていますので、当然そこを待つまでもなく、その周辺の道路の、例えば右折ラインを作るとか、あるいは中学校側に進入路を作るとか、そこは基本設計を作る中で色々議論をされて、交通量を予測しながら一番ストレスの溜まらないような道路といいますか、交通体系を作るものだと。今いつまでにとというのは、なかなかここで答えするのは難しいかなと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いつまでにとというのはお答えできないけれども、先程町長が同時進行でと言われましたので、少なくとも病院ができるまでにはその整備は行うということで理解していいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それに向けて同時進行でやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、2点目の国保の広域化についてお尋ねします。

国保の広域化が迫ってきていますが、福岡県は未だに保険料の算定を公表していません。この問題で関係課長会議だとか担当者会議等が行われていないのか、多分あっていると思いますが。そこで標準保険料率とか納付金等の指示も電話等も含めて、あっていないのか最初にお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員がおっしゃいましたように、福岡県との事務レベルの協議中なものでありますので、まずは保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

国保準備協議会が立ち上がっています。その中でいま調整中であります。

現時点では標準保険料率及び納付金の具体的な数値は県から示されておりませんが、基本的な考え方を説明させていただきます。

納付金の算定にあたっては、福岡県内の市町村の医療費水準は、市町村により違いがあるため、医療費水準に見合った公平な被保険者の負担となるよう所得水準と医療費水準に応じて、各市町村で納付金を分担することになっております。つまり、医療費水準が高い市町村は納付金が高くなり、低い市町村は安くなります。

また、標準保険料率の算定方式は、均等割、平等割、所得割の3方式とし、応益分と応能分の割合は1対0.8として算定することとし、応益分における均等割と平等割の割合は6対4で算定することになります。ここで算定された保険料率は、法定外繰入や繰上充用金を必要としない本来鞍手町が納付すべき保険料率が示されることになります。

この本来賦課すべき保険料率と公費負担額を合計した平成28年度納付金額と平成30年度納付金見込み額で比較を行い、実質的な負担が上昇する市町村については、激変緩和措置されることになるため、平成30年度の国保制度改正による負担金の増額はないものと考えられます。

しかし、鞍手町の現在の保険料率は、この本来賦課すべき保険料率より低い状況であります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

福岡県がこれを公表していないというのが遅すぎるのです。他の都道府県ではどういうふうにしたいというようなガイドラインも含めて出しています。北海道とかは今年の2月に1回目を出して3月か4月にもう一度、確か出していると思います。そこは、県の方に早く出してくれないと保険料が今の状況でも、以前町長に聞いた時も高いと思いますというふうに、高水準でありますというような答弁をいただいていたかと思うのですが、それがどういうふうになるのかというのも、いまそれを検討していかないといけないというふうに思います。

もちろん町独自でも試算をするべきだというふうに思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一応しておりますので、まずは保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

今町長が試算していましたが、それはちょっと間違いです。

はっきりとした公費の補填等がまだ決まっていないので、ちょっと県からきたスケジュールをお伝えします。

今後のスケジュールは、県は11月に28年度の決算額を基に仮ケース、国の公費補填額はまだ決まっておりませんので、標準保険料率、納付金等の試算は仮ケースで市町村に提示するというようになっております。その試算を基に鞍手町は新年度、30年度の当初予算の編成にその仮ケースを使って算定することとしております。その後、県は診療報酬の改定や国の予算要求見込額の決定により来年の1月に確定ケースで試算し市町村に示すという形のスケジュールとなっております。

市町村はその提示された保険料率を参考に30年度の保険料率を見込むという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

予想としてと言ってもあれですが、いま法定外繰入してもらっていますね。これは赤字の分の補填というような面もあるのですが、これがなくなればまた、いま高いと言われている国保税がまた上がるような形になると思います。

もう一つ、先に聞いておきますが、保険者努力支援制度の具体的な内容について、先に教えてもらっていいでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

保険者努力支援制度は、保険者の医療費の適正化に向けた取組に対する支援制度であり、市町村国保には保険者共通の指標と国保固有の指標があります。

保険者共通の指標としては、

指標①特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率。

指標②特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施。

指標③糖尿病等の重症化予防の取組の実施。

指標④広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施。

指標⑤加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施。

指標⑥後発医薬品の使用促進に関する取組の実施。

国保固有の指標としては、

指標①収納率向上に関する取組の実施。

指標②医療費の分析等に関する取組の実施。

指標③給付の適正化に関する取組の実施。

指標④地域包括ケアの推進に関する取組の実施。

指標⑤第三者求償の取組の実施。

指標⑥適正かつ健全な事業運営の実施があり、それぞれの指標ごとに点数が配点されています。その指標の達成状況によって得た点数と被保険者数を掛け合わせて算出した点数を基準として、全ての国保保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて交付金が交付されます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは実績というのは、例えば患者さんが減るとか、こういう病気がなくなったとかというだけでなく、こういうことをやりましたという実績が全部加算されてのポイントを集めたところから支援金が下りるということで理解していいですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

はい、町議が言われたとおり実施したことに対する対価的なもので、交付金として下りてくる形になります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そこはぜひ、今からでも。今までやってきたところが多々あると思いますが、徴収のことは私は言いませんが、その他のポイントを稼いでいただきたいというふうには思っております。先程、国保税が広域化になったらちょっと上がるのではないかというふうに思うわけですが、しかし現状で言ったら、町長も考えられていると思いますが、これ以上国保料を上げたら命に関わるような大問題になってくるというふうに思うわけです。

ここは何とかして上げない方向で県にも要求をしていただきたいというのが1つですが、町長はどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることは本当によく分かります。できれば私としても上げない方向でやりたいわけでありますが、国保料の改定については平成20年度より、本町においては行っておりません。このため近隣市町村から見ても国保料は低い状況になっております。鞍手町の国保会計の健全運営から考えれば、もっと早い段階で改定をしなければいけませんでしたが、それでも一般会計より法定外繰入等を行い、赤字を極力縮小させる努力を続けていくことで改定の時期を延ばしてまいりました。

しかしながら平成30年度からは、県が市町村とともに国民健康保険の運営の責任主体者として中心的役割を担うことで制度の安定化、財政の健全化を図ることとなされており、将来的には保険料の県内均一化に向けて進んでいくことから、鞍手町の保険料も標準保険料率に合わせる必要があることをご理解いただければとそのように考えております。

いずれにいたしましても、保険料の改定は避けられないのではないかと考えておりますので、国保運営協議会のご意見もお伺いしながら慎重に進めていきたいと思っておりますし、また、議員がおっしゃいましたように、県、また国の方にも町村会を通じて何とかこれに対する補填なりをやってもらえないだろうか。これは本当に言って私は国レベルの話だと思います。ですから、この辺は町村会を通じてもう一度要望をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、言いにくいからということで上げざるを得ないと言われましたが、上げたら本当に命に関わる大問題になってきます。ここは言うておきます。

もう一つは、責任者は県も責任者というふうに言われましたが、国保法に照らしたら運営責任者は各自治体なのです、市町村です。そうすれば、今までのような市町村による独自措置をやってもいいということですよ、国保法に照らせば。独自措置、法定外繰入というのをどこでもしていますよ。それをやることをまず県に認めてもらいたいと思います。

だからそこでペナルティを科すだとか、変なことをするなというのでなくて、ここは本当に命に関わる問題ですので、これ以上上げたら保険料は払えないということで色々な問題が起きてくると思いますが、そこで独自措置がなくなって改定が必要と県の標準の分にしたらものすごく上がると思います。とても払えませんと言いますよ。みんな。

ですから、まずは県、国がしないのであれば町民の命と健康を守るために町がやっていただきたいと。そのために県に独自措置を認めるということを要求していただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、いま議員のおっしゃることも重々分かります。

先だって県の方から担当課の方がお見えになって、県に一元化する時には、いま国の方が補填措置があるのではないかという話も持って来られました。ただ、その後においては宇田川議員がおっしゃるようなことにあいなるわけでありますが、その辺はできる限り私としては町民の生命と財産を守るのが私の役目でありますので、県の方にもしっかりと、これも町村会を通じて、うちの1町だけではない、他の町村もそういうようなことを言われている町長さん、村長さんもおられますので、そういうところは町村会を通じて県の方に要望なりをやっていきたいとそうふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最後にもう一つだけお尋ねします。

標準保険料率をかけて保険料が上がるとします。町長独自で今までのように独自措置をやる考えはありますか。ぜひやっていただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、誤解のないように個人的にはやりたいという思いがあっても、これは県の方の縛りがあるのであれば、その辺のところはきっちりとお話をさせていただいて、やるべく方向になればその方に進んでいきたいとそうふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、国保法に照らせば運営主体者、責任者は市町村、鞍手町にありますから、鞍手町の町民の命と健康を守るという意味で、いきなり激減緩和措置があったとしても、それはいずれ何年かで終わるわけなので、そこも含めて考えていただきたい、町長独自で、町独自の減免制度なり、それとともに県にもぜひ要求していただきたいというふうに思います。これを要求して質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして質問いたします。

子どもの貧困対策について質問いたします。

就学援助とは経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する学用品代や給食費などの援

助、義務教育については憲法 26 条、教育基本法 4 条に基づいて授業料が無償になっており、教科書も無償で配布されるが、経済的な理由により就学が困難な児童生徒については、必要な援助を講じなければならないとされています。教育基本法 3 条 2 項では、国及び地方公共団体の学校教育法 25 条では市町村の義務が定められ、また就学困難な児童生徒に係る就学奨励についての国の援助に対する法律が、これは 1956 年に制定されております。

平成 26 年度の統計を見てみると、要保護及び準要保護児童生徒数は、就学援助対象人数は 149 万 5,485 人、これは対前年度比、25 年度より 1 万 9,030 人ほど減っておりますが、3 年連続対象者数は減少しております。

平成 26 年度就学援助率は 15.39% と非常に高く、対前年度比では 0.03 ポイント、これは 2 年連続減少していますが、減少はしていますが就学援助対象人数や就学援助率の主な減少要因は、児童生徒数全体の減少、経済状況の変化が上げられています。

日本は所得が低い人達の社会保険料や税の負担が大きく、にも関わらず子育ての負担を減らすための社会補償の給付が少ない。こうした社会補償のあり方を見直し、国が低所得者対策に本気で取り組まない限り子どもの貧困は解消されないのではないのでしょうか。

全国で 6 人に 1 人、鞍手町では 5 人に 1 人貧困の子どもがいます。子どもの貧困は虐待や不登校、非行など様々な問題に繋がるおそれがあります。貧困の連鎖を止めるために子どもの将来に大きな影響を与えるからこそ深刻化する前に支援の手を差し伸べるのが必要ではないのでしょうか。

文部科学省は本年 3 月 31 日に生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への入学準備金、就学援助を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。

通知によると、入学準備金の単価は小学生で 1 人 4 万 6 0 0 円、中学生は 4 万 7,400 円となり前年度比で倍増しています。援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう交付要綱の一部を改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金の交付対象に就学予定者を追加しました。これによって中学校への入学前のみならず小学校入学前の時期に支給できることになりました。

就学援助入学準備金の倍増についての考えを町長お願いします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

先程議員がおっしゃったように、平成 29 年度から生活保護の入学準備金給付額が増額されたことに伴い、国が示す要保護児童生徒援助金単価の内「新入学児童生徒学用品費等」のみが引き上げとなっております。鞍手町就学援助制度は、国庫補助単価に準拠して支給額を定めているため、平成 29 年度より新入学学用品費の支給額を小学校で 2 万 4 7 0 円から 4 万 6 0 0 円に、中学校で 2 万 3,550 円を 4 万 7,400 円に増額しております。

その他の就学援助費である、学用品費、校外活動費、通学用品費、給食費、修学旅行費についても、同補助金単価を基準に配分しているため現在のところ増額する考えはありません。

先程のご質問の早期支給の考え方はということでございますが、平成30年4月に鞍手町の小中学校に入学予定のお子様の保護者に対して、新入学学用品費の入学前支給を実施する方向で現在準備を進めております。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

先の質問までお答えいただきました。

まず小学生4万600円、中学生は4万7,400円も、これは倍増していますが、入学準備金として支給されますが、実際に中学校入学時には、小学校と違って制服、体操服、その他夏服、これが全部あります。私服というわけにはいきません。その中で制服、体操服、カバン代だけで大体6万円以上かかります。毎年子どもさんをお持ちの方なんかは多分負担になります。4万7,400円だと大体2万円ほど足りない状態になります。ここの幅を少しでも縮めていただいて、この先検討していただきたいと思います。

もう一つの早期支給については、今年の3月に私が答弁しました家庭の中で一応立替ということで7月支給だったのを3月に支給されれば助かるご家庭がたくさんいると思います。

入学前には制服がいりますので出費がかさみます。その時に、特に中学生は4万7,400円を支給されるのは大変喜ばしいことだと思います。

もう一度町長の方から、この支給額と実際にいる差額に対して中学生の援助のお考えをいただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私も教育においては金を注ぎ込まなくてはいけないというのは基本的なスタンスでございます。こういった貧困者に対する援助措置というのは当然のことながら社会福祉としてはあるべき姿ではないかと思っておりますので、ちょっとお金のことでありますので、私がここでやるという試算も出していませんし、言うことは不可能かと思えます。ただ、前向きに、教育にまつわることでありますので、あくまで予算についてはこちらの方で揉んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

前向きな検討をよろしく願いいたします。

その中で入学準備金、就学援助の対象者の人数と、近年の増減が分かりましたらお願いし

ます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

昨年の実績でいきますと、対象者は小学生で163名、中学生で84名というふうになっています。金額につきましては、平成28年度の決算額で1,103万3,188円。中学校で888万3,098円というふうな実績額になっています。

今言われました比率については、データを持って来ておりませんが、年々準用保護の申請をされる、また支給をする家庭が増えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

国の統計とちょっと鞍手町は違うみたいで、国の統計では若干減っていますが鞍手町では少しずつ増えているということで、これから先もそういう対象者が多くなるということで、ぜひ、中学生は特に援助の方をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

鞍手町のホームページについてです。ホームページを作れば作るほどページは増える一方で、気づけばリンクもかなり複雑に、迷子になるサイトを作っていないかどうかということです。どんなに内容がよくてもナビゲーションしにくいサイトは、見たいページになかなかたどり着けなくなるので、町民の方からも中々見つからないということをよく聞きます。できるだけ分かりやすいナビゲーションを提供し、さくさく進めるサイトである必要があると思います。

先程の就学援助を鞍手町のホームページで調べてみると、義務教育の費用に困っている世帯に対し、所得の状況により学習用品、給食費などの援助を行います。該当すると思われる方は教育課、学校教育係までご連絡下さい。電話番号を記載で終わっています。プリントしてきたのですが、こういうふうにならぬ就学援助、たったこれだけです、説明文が。これでは対象者かどうか、どういう内容なのかちょっと分かりません、教育課に電話するしかない。調べようがないということです。

荻田町役場の場合は、就学援助制度は1ページ分あります。この中にリンクが貼ってあって、すぐ出てくるのです。入学前の説明案内、金額もちゃんと書いてあります。これは2ページにわたってあります。そしてこれは他の所ですが、申請用紙の書き方も載っています。これもすぐ同じところからとれるような格好になっています。

鞍手町を見てみますと、たったこれだけです。中々忙しい方が役場の方に2回も3回も足を運び申請書をもって、また帰って、また出て来る。これは受付の方も業務が多くなります。業務の簡素化、効率化という面でもう少しホームページの方を充実させたらいいのでは

ないかと私は思っております。

その中で、1つ目の質問として、ホームページの変更・更新はどのくらいの頻度で行っているのでしょうか。ご質問いたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは事務的なことでありますので、政策推進課長にまずは答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

ホームページの変更・更新につきましては、内容の多い少ないはありますが、ほぼ毎日、更新を行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

毎日更新を行っているということですが、ちょっとどこの更新か分かりません。

次に、ホームページを管理する総括担当はどの課が行い、運営更新はどのように行っているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

ホームページの主幹課は政策推進課、政策係の方で行っています。

更新手続きについては、各所管の方からその変更の内容が政策係の方に届きまして、それに基づいて更新を行っているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

各課から上がってきたのを、一応ホームページを新しくリニューアルされたのは去年ということで内容も良くなって、見やすいのは見やすいのですが、行き止まりのところが多くて、なかなか各課のものが上がってきていないというのが実情であります。そのところを。

あともう一は、アクセス数は1日にどれくらいあるのか、月で大体どれくらいか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先にアクセス数の方からお答えいたします。

平成28年度、年間で53万3,806件、月に平均にしますと4万4,484件という件数になっております。

今ご指摘のございました検索したい情報について、なかなか思うところにたどり着かないと。特に様式等についてはそこにたどり着かないというご指摘だったと思います。確かに内容によっては、様式に届かないところがございます。一応様式については、各様式集というカテゴリーのところに集約して、まとめておくような形で今回は作っておりますが、ご指摘のように情報を探って行きながら、様式にたどり着かない、またそこに戻らなくてはいけないというご不便はあるかと思っております。

この点につきましては、今後内容の変更をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

1ヶ月で4万4千は、かなりのアクセス数があります。町民の方もスマホでホームページは見られます。それで最大限利用できるように、業務の効率化がそれで1つ上がります。町長にホームページをもっと町民に分かりやすく、詳しくする今後のお考えをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね。当然のことながらホームページというのは、今の現世においては大事な発信ツールでありますので、担当課ともう一度内部協議をいたしまして、見やすく、分かりやすくしたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 15時58分